

平成 30 年 4 月 16 日  
電気事業連合会

## 第 18 回検査制度の見直しに関する WG における事業者意見

平成 30 年 4 月 9 日面談において事前提示いただいた第 18 回検査制度の見直しに関する WG 資料には、規則等の文書案が示されている。

これらの具体的内容については、その記載意図が不明な箇所、新たな検査制度の基本理念に合わない箇所等があることから、今後、面談、試運用等を通じて確認、調整させていただきたいと考えている。

本日は、特に確認、調整が必要と思われる事項について以下の通り整理した。

(資料 2 添付資料①「実用発電用原子炉施設に係る施行規則」)

- 事業者検査の方法は、基準適合確認のために適切な方法を事業者が考えるものと認識している。そのような観点から、規則は性能規定的に定められるべきであり、第 56 条（定期事業者検査の実施）のような検査項目の具体例を含んだ表現ではなく、第 15 条（使用前事業者検査の実施）のような達成すべき目標を示す表現に統一することが適切と考える。
- 第 81 条第 1 項第 4 号の「発電用原子炉施設の巡視」について、現行規則の第 80 条では「保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ」と既に要求されているが、これを施設管理の計画に含むよう要求されていると理解してよいのか。条文間の関係性を確認したい。

(資料 2 添付資料⑦「原子力規制検査実施要領」)

- 良好事例について以下の通り取り扱われている。
  - ・ 「2.6 検査及び評定の結果の通知及び公表」において、年 1 回の総合的な評定の結果の通知及び公表に際しては、事業者の良好事例なども踏まえて設定した次期の検査計画について通知・公表を行うとされている。
  - ・ 「3.3 検査報告書の作成」において、事業者の改善活動の状態を示し、検査の着眼点として加味しうるものとして良好事例を報告書に記載するとされている。良好事例の扱いについては前回 WG において確認させていただき、制度導入から当面の間は仕組みにはしないとの回答であった。これは恣意性を排して公平に良好事例を抽出することは困難かつ非効率と判断いただいたものと考えているが、同じ理由から上記の要領に記載された文章は適切でないとする。

- 「2.1(3) 検査の方法」において、「事業者の主体的な改善活動を促すため、事業者が活動目標の達成に向けて改善している活動やその効果を総合的な評定において勘案する」とされている。  
プラントの総合的な評定については、パフォーマンスの欠陥に着目して安全上の問題についての事実を評価すべきであり、事業者の改善活動やその効果を勘案して評定を行うものではないと認識している。

○廃止措置中プラント等においては、プラントの状態に合わせて、個別検査項目に係る検査ガイドのうち必要な項目を取捨選択して適用されるものと考えており、その方針を本要領において明確にしていきたい。

また、「⑫安全実績指標に関するガイド」、「⑬原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド」等においても、このようなプラントの運用状況に応じた適用方針を明確にしていきたい。

(資料2 添付資料⑬「原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイドのイメージ」)

○指摘事項の重要度評価の「赤」の区分については、「安全確保の機能・性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準」と記載されている。

「赤」の区分は、第12回WGにおいて事業者側から「許容できない安全裕度の低下であるが、国民の健康と安全を守る上では十分なマージンが残っている水準」であることを説明している。「赤」の区分は、このような水準にあることをガイド等で明確にしていきたい。

(資料2 添付資料⑮「保安のための措置に係る運用ガイド(施設管理、使用前事業者検査、定期事業者検査、保守管理、高経年化対策等)」)

○規則で要求される保安のために講ずべき措置は、運転管理、燃料管理、放射線管理等の多岐にわたるが、このうち施設管理に係る事項のみ事業者活動の体系や着眼点が詳しく記載されている。

今回の制度改正においては、安全確保の方法は事業者の主体的活動に任せ、規制側はそれを監視する方針であると理解しており、ガイド等で事業者活動を詳細に規定する必要はないと認識している。

以 上